

別表1

在宅利用料金表(H30.4.1)

D 訪問介護、介護予防日常生活支援総合事業第1号事業訪問事業(訪問介護型サービス) ホームヘルプセンター万葉苑

1 介護予防日常生活支援総合事業第1号事業訪問事業(訪問介護型サービス)

(単位：円)

区分	内容	基本単位数	介護職員処遇改善加算Ⅰ(他加算なしの場合)	単位数計	利用者負担額(月額)	
					1割負担	2割負担
I	週1回程度の介護予防訪問介護が必要とされた方	1,168	160	1,328	1,328	2,656
Ⅱ	週2回程度の介護予防訪問介護が必要とされた方	2,335	320	2,655	2,655	5,310
Ⅲ	週2回を超える程度の介護予防訪問介護が必要とされた方	3,704	507	4,211	4,211	8,422

2 訪問介護

(単位：円)

区分	身体介護					生活支援		身体介護後に続き生活支援		利用者負担額	
	20~30分	30~60分	60~90分	90~120分	30分増す毎	20~45分	45分以上	20~45分	45~70分	1割負担	2割負担
特定事業所加算Ⅱ単位数	273	433	633	724	88	199	245	345	418	左記単位数の額の合計	左記単位数を2倍した額の合計

3 加算内容

(単位：円)

区分	内容	単位数等	利用者負担額	
			1割負担	2割負担
①特定事業所加算Ⅱ(介護)	特定事業所加算の体制要件及び人材要件に該当により所定単位数(料金)の10%を加算(端数四捨五入)			
②緊急時訪問介護加算(介護)	利用者又はその家族からの要請で居宅介護支援事業所と連携し、居宅サービス計画に事前に計画されていない訪問介護を緊急(24時間以内)に行った場合に1回の要請につき1回を限度に算定	100	100	200
③2人の訪問介護員等による場合(介護)	同時に2人の訪問介護員等が1人の利用者に対して、利用者・家族の同意を得て訪問介護を行った場合は、所定単位数(料金)の200/100(端数四捨五入)を算定			
④早朝・夜間加算(介護)	午前6時から8時の時間帯又は午後6時から午後10時の時間帯にサービスを行った場合は所定単位数(料金)に25%を加算(端数四捨五入)			
⑤初回加算	新規に訪問介護計画を作成した利用者に対し、サービス提供責任者が訪問介護もしくは同行した場合に算定	200	200	400
⑥同一建物居住者に対する訪問減算	事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物(用語老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。)に居住する者	△10%		
⑦介護職員処遇改善加算Ⅰ	介護職員の処遇改善費が国の交付金から介護保険の加算に変更されました。総単位数)の13.7%を加算。この加算は、区分支給限度額基準額の算定対象外			

4 介護保険給付対象外サービス

- ①通常の実施地域以外の地域に居住する利用者の送迎に送迎に要する費用 超えた部分について1km当たり20円